

氏名(本籍)	お お さ き い さ お 大 崎 功 雄 (茨 城 県)		
学位の種類	博 士 (教 育 学)		
学位記番号	博 乙 第 1,051 号		
学位授与年月日	平 成 7 年 3 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当		
審査研究科	教 育 学 研 究 科		
学位論文題目	プ ロ イ セ ン 教 育 改 革 研 究 序 説		
主 査	筑波大学教授		白 石 晃 一
副 査	筑波大学教授	博 士 (教 育 学)	山 内 芳 文
副 査	筑波大学教授	博 士 (教 育 学)	渡 邊 光 雄
副 査	筑波大学教授	教 育 学 博 士	中 村 満 紀 男

論 文 の 要 旨

1. 論文の構成

大崎功雄氏提出の「プロイセン教育改革研究序説」という題目の論文は、序章、第1章～第5章、結章の7章および付録から成り、本文872ページ、付録81ページ（文献目録28ページ、地図3葉を含む付録53ページ）、合計953ページ（1ページ当たり936字。400字詰原稿用紙で合計約2,230枚に相当する。）となっており、その他24ページ（はしがき、目次、あとがき16ページ、写真25葉8ページ）、総計977ページとなっている。

2. 論文の内容

本論文は、プロイセン教育改革（1807-1820年）の歴史的構造と近代的特質を、同時期に展開したペスタロッチ教授法（メトーデ）の導入過程を検討することによって、史料・実証的に解明したものである。

プロイセン（プロシア）の1807-1820年の教育改革の特質を解明するにあたって、著者がペスタロッチ教授法の導入諸施策に焦点をあてた理由は三つある。第1に、プロイセン教育改革の理念（「一般的人間陶冶」と「国民教育」の理念）と受容されるペスタロッチ教授法の教育理念（「基礎陶冶」の理念）とが相互に通底すること。第2に、ペスタロッチ教授法導入施策の展開過程そのものがプロイセン教育改革のプログラム形成のプロセスになったという歴史的経緯があること。第3に、いわば教育内の事項である教授法、しかも特定の教授法を国家行政が系統的に採用していくという教育政策が、近代化改革の特殊プロイセン的性格（国家の行政改革を通じての、上からの近代化）を端的に示していることである。ここから、著者は、三つの課題を提示する。第一の課題は、プロイセン改革期（1807

—1820年)のペスタロッチ教授法導入政策の歴史的意味,すなわちプロイセン近代化改革とペスタロッチ教授法導入政策との内在的関係を解明すること。より具体的には,ペスタロッチ教授法導入施策の展開過程を追うことにより,ペスタロッチ教授法導入をめぐる「教育政治的諸相」を明らかにすることである。第二の課題は,改革の担い手たちがペスタロッチ教授法導入施策を通じて政治のレベルを越えて「教育」の固有性・独自性をどれだけ認識し得たか,いいかえれば,この時期における「近代教育概念」の形成過程を問うことである。第三の課題は,ペスタロッチ教授法導入政策をその直接的帰結である初等学校教師養成制度の形成過程に収斂させ,その歴史的意義を明らかにすることである。

序章「本研究の課題と方法」では,この分野の先行研究の批判的検討をふまえて,研究課題の整理をしている。

第1章「プロイセン改革期以前におけるペスタロッチ教授法の受容過程」では,プロイセン改革期前のペスタロッチ教授法の評価・受容の試みの諸相を検討している。そして,教授法をめぐる政治空間と教授法の政治的機能を「教育政治」という分析概念を用いて検討することにより,改革期以前におけるペスタロッチ教授法の受容は,プロイセンの旧来の身分制的社会構造に変容をもたらすようなものではなく,むしろそれを維持する立場からのものであり,この点において改革期におけるその受容とは原理的に相違することを,明らかにしている。

第2章「プロイセン教育改革の始動」では,プロイセン教育改革準備期(1807—08年)におけるペスタロッチ教授法導入政策の形成過程を解明している。そして,ペスタロッチ教授法導入政策がプロイセン国家改革と密接不可分の関係において構想されたこと,ジューフェルンの「プロメモリア」(1808年8月31日)がその導入政策の理論化によってプロイセン教育改革の実質的な起点となっていることを,明らかにしている。

第3章「教育改革初期におけるペスタロッチ教授法導入計画の策定」では,教育改革初期(1808—10年)のペスタロッチ教授法導入計画の策定過程を解明している。そして,ペスタロッチのもとへの留学生派遣構想とツェラー招聘によるノルマルインスティトゥート(模範的教育院)設立構想とから成る「宗教・公教育局の建議(1809年3月5日案)」がペスタロッチ教授法導入諸施策を確定したことを明らかにし,ペスタロッチ教授法導入を梃としてプロイセン初等学校教師の計画的養成が計画されたことを明らかにしている。

第4章「ケーニヒスベルクのノルマルインスティトゥートとC. A. ツェラー」では,1809—13年のケーニヒスベルクのノルマルインスティトゥート(模範的教育院)とツェラーの活動ならびにそれに対する各方面からの評価と批判を検討し,改革推進者のペスタロッチ教授法導入政策の実際を究明している。ここでの,フンボルトの批判的見解(特定の教授法を政府が支援優遇することへの批判)についての著者の評価は,通説批判となっている。ツェラーのノルマルインスティトゥート構想の教育理念が,自律性をもった近代市民である教師を養成することにあつたこと。それにもかかわらず,インスティトゥート内の教育実態は,前近代的(集団による個人の統制の状態,自律的個人の未形成の状態)であつたこと。すなわち,構想の理念と実態とが乖離し,ここに矛盾があつたこと。ジューフェルンおよび政策側における普通教育制度構想の明確化は,教師養成を職業教育として普通教育終了後に設

定し、ノルマルインスティトゥートにおける普通教育部分と職業専門教育部分との分離を促したこと。ノルマルインスティトゥート構想の終焉は、宗務・公教育局をめぐる政治状況の保守化とならんで、教師養成制度構想の発展・転換として理解されること。以上の指摘をふまえて、著者は、ツェラー批判の本質を、ジューフェルンと公教育部の側の教師養成政策の転回（ノルマル概念の放棄）にあったと、結論している。

第5章「メトード普及の諸施策の展開」では、ペスタロッチのもとへの留学生派遣政策とペスタロッチ教授法（メトード）普及施策を検討している。公教育部の方針と相違して、より優れた教授法の普及に努めた自主的研修組織「教師会」（ナトルプの指導によるもの）の活動。ロホーの教授法とペスタロッチ教授法との統合の試み。これらの事例を検討することによって、ペスタロッチ教授法導入諸施策は、政策意図を越えて、教育方法の諸潮流の合流を促し、プロイセン教育史上はじめて、初等学校教師の教職意識を形成することになったと、結論している。

終章「プロイセン改革期におけるペスタロッチ教授法導入の歴史的意義」では、この研究の全体的な総括を行っている。

審 査 の 要 旨

本論文は、プロイセンにおけるペスタロッチ教授法導入の全体過程を現在利用できる諸史料を用いて実証的に解明したものであって、ドイツにおいてもわが国においても類例が少なく、プロイセン教育改革の歴史的研究に大いに貢献する論文である。

特に、ペスタロッチ教授法導入政策形成の起点と確定の時期を特定することにより、ジューフェルンの役割の大きさとフンボルトの位置の特異性を解明したこと。これによって、フンボルトを中心に据える通説を訂正するとともに、フンボルトが高次の教育政治的発想からの「教育の自律性」認識を示していたことを明らかにしたこと。また、ペスタロッチ教授法導入がもたらした初等学校教師養成によって誕生した「近代教師」は、プロイセン教育改革の特有性（ゾンダーヴェーク）によって、「国家の教師」であったことを教育法案等の示す教師像の検討をとおして明らかにしたこと。ここに、この論文の独自性がある。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。